



議案第九十四号

西小鹿地区農業用排水施設事業（農村地域農業構造改善事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年拾月^拾廿八日 原案可決

三朝町議会議長名越典由



- 一 事業の名称及び工事名 農業用排水施設事業（農村地域農業構造改善事業）
- 二 施行場所 西小鹿地区水路改修工事
- 三 工事の概要 三朝町大字西小鹿、東小鹿及び神倉地内
農業用排水施設延長 三九〇メートル
鉄筋コンクリート角フリーム布設
- 四 事業費 五九〇〇〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十八年度から二箇年間